

測量・建設コンサルタント等の
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 29 年 4 月
(一部修正 令和 8 年 3 月)
大阪府都市整備部住宅建築局

技術者の雇用について

大阪府都市整備部住宅建築局では、測量業務における技術者の雇用について、下記のとおりといたしますのでお知らせします。

記

1. 予定価格が1千万円以上の業務

測量法に基づく測量士又は測量士補を3名以上（うち、測量士については1名以上）雇用しているものであること（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しているものに限る）。

2. 予定価格が2百万円以上、1千万円未満の業務

測量法に基づく測量士又は測量士補を2名以上（うち、測量士については1名以上）雇用しているものであること（入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しているものに限る）。

（補足）

- 1) 雇用確認の対象となる測量士または測量士補については、大阪府と契約する営業所において配属（所属）されている者に限ります。
- 2) 雇用確認が可能な書類については、電子入札公告「6 提出書類一覧表」に記載の「事後審査資料」をご確認ください。

問い合わせ先

都市整備部 住宅建築局

住宅経営室 住宅整備課 事業推進グループ

TEL 06-6210-9766（直通）